

西ドイツにおける大学入学制限と選抜基準

Numerus Clausus und Auswahlkriterien für Hochschulzulassung in der Bundesrepublik Deutschland

碓 井 知鶴子

I 西ドイツ大学の大衆化と大学の再編成

1. エリートからマスへ

西ドイツの大学は、欧米先進諸国の例にもれず、1960年代初めから、大学進学者が増加の一途をたどったが、なかでも60年代中葉よりその増加は急上昇し、大学進学者率は第一表で示すように、1965年の13.3%から、1975年の19.7%にふえている。さらに今後も増加しつづけ、1985年には27%に達するであろうといわれている。(第二表)

第一表 西ドイツの大学進学者数と進学率

年	進学者数	同一年齢人口に対する進学者の割合(%)
1960	74,200	7.9
1965	80,300	13.3
1970	119,800	15.4
1973	153,700	19.5
1975	158,100	19.7

(Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft, Grund-und Struktur Daten, 1976, p. 86, p. 98.)

第二表 今後のアビュリエンテン数の上昇予測

年	大学入学資格所有者	同一年齢人口に対する割合(%)
1976	191,275	21.3
1978	222,465	23.4
1980	230,105	23.0
1985	279,375	27.1
1990	216,245	28.4

(Wissenschaftsrat, Empfehlungen zu Umfang und Struktur des Tertiären Bereichs, 1976, p. 108-109)

これはマーチン・トロウによる大学の発展形態のエリートからマスへ、さらにユニバーサルへという分類に従えば、まさにその第二段階に対応している。このような大学のマス化現象は、我が国をはじめ先進諸外国に共通した現象であるが、高等教育への需要の上昇を我が国のように私立大学の濫造によって解決する伝統のない国立(州立)大学中心主義の西ドイツでは、おのずから独自の大学政策が必要とされている。

西ドイツの進学者数の上昇は、第二表に示されているように、1980年代に持ちこされるのであって、この上昇カーブは、1972年以来ややにぶってきてしまっているものの、特に出生率の高かった60年代前半に生まれた者が、80年代のはじめに大学に殺到するわけである。そして1960年に

は30万人に満たなかった大学生数が1975年には84万人にふえ、さらに1985年には100万人を越えると予測されている。⁽²⁾

このような高等教育人口の上昇原因は、一つには諸外国と共通してみられる教育要求の高まりにあるが、西ドイツの場合見落してならないのは、1960年代における大学入学の可能性が制度的に拡大されたことにあろう。1975年5月現在、西ドイツには37種類の大学入学資格があり、そのうち9種類は全州共通に承認されたもので、残りは、各州の事情による特殊なものであるとされているが、これらの特殊なものとされているケースも、一つの州が大学入学を認めると、州相互にそれを承認するという傾向がみられ、特に、特定の課程にのみ通用する大学入学資格 (Fachgebundene Hochschulreife) を持つ者がより広い課程の入学を可能とする一般的大学入学資格 (allgemeine Hochschulreife) を与えられるとする各州間の協定数が増加しているといわれる。⁽⁴⁾ この点で最も大きな影響を与えたのが1968年10月31日に制定された「専門単科大学領域における統一のための州間協定」(Abkommen zwischen den Ländern der Bundesrepublik zur Vereinheitlichung auf dem Gebiet des Fachhochschulwesens)である。この協定によって専門単科大学の学生は中間試験を終えた後に総合大学の同系の学部への転校ができるようになり、又、専門単科大学を卒業すれば、総合大学の他の課程への転校を可能とする「一般的大学入学資格」を認定するという原則が成立したのである。しかるに専門単科大学の卒業時につけられる成績は一般的にアビテュアの成績よりも高い点数がつけられる傾向にあったため、特に志望者数の多い競争の激しい課程への入学を志望するアビテュリエンテンにとっては手ごわい競争相手が生れることとなったばかりでなく、まず専門単科大学に入った方が、大学の志望課程に入りやすいという考え方も出てきたため、後述する「大学大綱法」(Hochschulrahmengesetz, 1976年1月30日発布)では、専門単科大学からの転校生数の制限を⁽⁵⁾している。

このように大学制度のフレクシビリティの導入は、上に述べたような問題も生んだが、一般的には、高等教育人口の増大の大きな契機となったといえよう。

さて、マーチン・トロウは、高等教育の成長が三つの形、つまり「成長率」(在学生数の増加)、「規模」(高等教育の制度と個々の高等教育機関)、及び「該当年齢層に占める比率」にあらわれると述べているが、これを西ドイツの現状にあてはめて考えれば、さしつめ、「成長率」と「比率」の上昇に対応する適正な「規模」をめぐって多様な問題を抱えているのである。⁽⁶⁾

2. 「学術審議会」の勧告

高等教育要求の高まりに対応した適正な「規模」に関して西ドイツでは、①大学の増設、②大学の再編成、そして最後の手段として、③大学入学制限という方策がとられてきている。⁽⁷⁾ この三つの方策のうち、大学の増設については少くとも1985年まで続く大学入学資格所有者数の上昇と同じペースで増設することは財政的にも又、労働市場の観点から多くの教育政策家の反対しているところである。とくに1970年代に入ってからの経済的不況のため、公教育費の増

加率は低下の方向をたどっているのであって、1969年には前年比、16.2%の上昇、1971年には同じく23.2%の上昇を示したが、1972年には14.1%，1973年には12.2%に下り、1975年には前年比10.6%の増加率にとどまっている。⁽⁸⁾

このように既存の大学組織や制度を改革しないままで、大学の増設をはかることは財政的にも限界のあることが認識されるにつれて、大学の機構、組織、構造が旧態依然たる状態であることへの不満と批判が世論を高からしめて行ったが、このような世論を受けて、大学の再編成の具体的勧告をまとめたのが、学術審議会（Wissenschaftsrat）による「高等教育の規模と構造に関する勧告」（Empfehlungen zu Umfang und Struktur des Tertiären Bereichs, 1976年6月）である。この勧告は、大学問題の打開にあたって国家と大学が共同体制を明確にして解決策を練り責任を負うという姿勢を具体化したものだといえよう。その構成メンバーは専門家、各州代表の政治家、財界、組合、大学などからの代表者により成っており、これらのメンバーは高等教育人口増加の予測値を分析し、結論として、今後10年間、大学進学予定の者すべてにその門戸を開く可能性をつくる要件として、次の三点を指摘した。

- ① 短期課程（3年制）を大学に新設して収容力の増加をはかる。
- ② 大学の収容力増加の促進と助成。
- ③ 「大学大綱法」が規定した方法にもとづく入学志望者への公正な配分の展開。⁽⁹⁾

学術審議会は、以上の三点にもとづいた大学の再編成の必要を強調し、このまま放置しておけばよいよきびしい入学制限の事態をひきおこすと憂慮している。この勧告において特に注目されるのは、大学卒業者の就職問題を雇用者サイドからの観点とあわせて論じているところであって、つまり、今後の西ドイツの経済成長の後退によって、大学の卒業者が確実に供給過剰になるということを予想し大学側は、雇用者側の要望をとりいれた再編成をしなければならないという立場をとっていることである。つまり大学教育の目的は、個人的あるいは職業的な意味で視野を拡げ、柔軟性と適応能力を養うと同時に社会に役立つものでなければならない。この意味において3年制の短期課程の導入は、1980年代に出生率の高い世代が大学になだれ込む時にも全員が入学できる収容能力を可能にすると同時に雇用政策上からも支持できる方途であるという立場をとるのである。

三年制短期課程は、すでに、この勧告の出るまでに、社会教育学、経済学及び工学などの分野では、専門単科大学において実施されてきているが、勧告は、この短期課程を西ドイツ全学生の殆ど半数に義務化することを考えている。⁽¹⁰⁾ このような短期課程の設置を勧告する理由にはいうまでもなく、収容力の増大と雇用者側の要望があるが、さらにもう一点つけ加えられねばならないのが、大学進学者の質の変化という問題である。

「大学進学志望者が増加するにつれて進学の動機、関心、志望、能力の多様化を重視することが前提とされねばならない」と勧告書が述べていることは、西ドイツ大学のエリート志向への訣別の辞と受けとめることができよう。このような学生個々人の動機、関心、志望、能力の

多様性に対応した高等教育への質的転換を具体化したのが短期課程の導入であり、それによって、従来の一部の上級官僚や高度の専門職（医者、弁護士、ギムナジウム、大学の教師）の養成を中心とした大学から、広くサービス企業を含むホワイトカラー層や行政方面への人材養成を目指しているのである。従って短期課程に新しく追加しなければならない分野として実務的能力を養うための簿記、文書作成、データ処理のコースや外国学などがあげられている。⁽¹²⁾

学術審議会の勧告案は、さまざまな議論の応酬の後可決されたが、ただ、バーデン・ヴュルテンベルク州のみが反対を唱えて棄権した。キリスト教民主同盟（CDU）の支配するこの州の反対理由とその根拠は、ドイツの教育政策論争を浮き彫りにしている点で興味深い。その反対理由をあげると、①公共財政に過重な負担となる、②大学の再編成をするには手遅れである、③短期課程には学生が動機づけられない、④大学卒業者の増加から失業がおこる、の4点である。⁽¹³⁾ この主張の背後には、明らかに大学の大衆化への批判があり、事実この州の立場を代弁してヴィルヘルム・ハーンは、「大学卒業者だけがより幸せで、より完全な人間であるとは考えない」と述べ、学術審議会は、進学者の増加という「圧迫に譲歩」⁽¹⁵⁾したのだと言明している。

学術審議会と、バーデン・ヴュルテンベルク州とは、雇用制度と教育制度の分裂という認識では一致しているのであるが、前者が、それを大学の構造と規模の改革によって解決しようとするのに対し、後者は、中等教育の改革と、大学以外の高等教育レベルの教育の充実によって解決しようとする。つまり、ギムナジウムの中等段階（Mittelstufe、第10学年終了時）後の職業教育分野を拡充して、大学進学以外の可能性をひろげるか、或いは、ギムナジウム上級段階（第10学年～第13学年）を修了した大学入学資格を持つアビテュリエンテンにはデュアルシステムを踏襲した職業アカデミー（Berufssakademien）を増設して、中級管理職を養成することを主張している。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

事実、バーデン・ヴュルテンベルク州ではその主張を全国に先がけて1974年以来実施に移して職業アカデミーを設立し、1975/76年度には、464名のアビテュリエンテンを入学させ、1980年には2000名に増やす計画をしている。この点に関して、学術審議会はその趣旨に賛成しながらも、このような高等教育レベルの職業教育機関の増設も量的にいって大学の負担を軽くすることは殆ど期待しないと指摘している。⁽¹⁸⁾ その上、たとえ、このような教育機関の増設をはかっても、アビテュリエンテンが大学進学を放棄するかどうかも問題であろう。従来、アビテュリエンテンが大学進学せず職業教育機関に入るものは伝統的に非常にわずかであり、たとえば1971年の統計が示すところによると、大学進学者数 143,000名に対し、職業教育機関進学者は約 5,000名にすぎない。これについてはアビテュリエンテンの大学進学志向を動機づけいるものが何かという問題とかかわってくるであろう。とくに最近の西ドイツ社会での学歴社会化の傾向、つまり、「教育程度と社会的上昇が相互に条件づけられている」⁽²⁰⁾限り、アビテュリエンテンにとっては大学へ入学できてはじめて満足するであろうことは我々にも理解しうるところである。バーデン・ヴュルテンベルク州にしても、大学のエリート的性格を保持しつづける

べきだという見解を持つのではなく、その進学率を1985年度において23%にとどめるべきであって、学術審議会の予想進学率27%案に反対しているのであって、この23%案は、バーデン・ヴュルテンベルク州のみでなく⁽²¹⁾ CDU 政策として、党首のコールが強力に支持している。⁽²²⁾

このように政党間での政策レベルでの議論は、残されてはいるものの、大筋では、前述した「学術審議会」の勧告の三点にもとづいて西ドイツの大学政策が進行しているといえるが、この三点のうちの最後の要件、つまり「大学大綱法」による入学志望者への「公正な配分」とは具体的にどういう方法を規定しているのかを問わねばならない。殺到する大学入学志望者をいかに公平に志望学科に選抜し入学させるかという問題は、我が国のように、学力選抜試験が明確な前提になっており、しかも高等学校卒業資格が自動的に大学入学資格の権利を保証するという伝統のないところでは理解しがたいかも知れない。周知のように西ドイツでは、高等学校卒業試験に合格するとそのまま大学入学資格の意味を持ってきたから、アビテュア取得者の数が増加すればする程、既存のエリート養成を目的とした大学の規模と組織では成り立っていない矛盾が露呈されてくる。「学術審議会」による「短期課程」の導入と、大学収容力拡大の促進という二要件が、大学の改革によってその課題に答えようとしたのに対し、三番目の要件である「大学大綱法」による公正な入学者の配分は、大学入学を志望するすべての者に直接かかわる入学と選抜の方法の規定である。その最大の問題が特定の課程に志望者が殺到した場合である。そのような場合、大学側は、いかにして西ドイツの教育的伝統としてのアビテュアの性格を傷つけることなく、しかも、志望者に満足される方法で限られた収容力の範囲内に収める入学者数に限定できるであろうか。いいかえれば公正な入学許可基準とは何であろうかということであるが、この問題はまさに、西ドイツのエリートからマス化の方向をたどる大学の、伝統と現代との苦しい妥協の模索ともいえよう。

次章では、このような大学入学選抜の方法をめぐる模索を、1960年代以降の経過をたどることにより、西ドイツの社会が考える「公正」な入学と選抜基準の特徴とその展開をさぐってみたい。

Ⅱ 大学入学制限 (Numerus clausus) の導入

1. 「ヌメルスクラウズ」の定義とアビテュアの性格

「ヌメルスクラウズ」は、一般に大学入学制限と理解されているが、厳密には、次のような意味上の区別がある。

- ① 絶対的入学制限（特定の専門学科に新しく入学者を入れる収容力の余地がない場合）
- ② 相対的入学制限（地域的、構造的制限のため、特定の大学を選ぶことが困難な場合）
- ③ 大学計画を理由にした入学制限（計画的に調整された総合的大学制度の樹立）
- ④ 事実上の入学制限（それ以上入学させると、教育ができ難いと思える限界までに入学志望者受入れ数を制限する場合）

⑤ 標準的入学制限（入学制限の根拠が法律又は法条令である場合）⁽²³⁾

しかし一般社会ではこのような区別をされずに学席を規制する方式はすべてヌメルスクラウズスとして受けとられている。

「ギムナジウムの卒業試験であるアビテュアに合格すれば原則として大学への入学資格の権利を与えられるが、実際にはこの権利はヌメルスクラウズスによって著しく後退した」。⁽²⁴⁾ これは西ドイツの1974年版の教育学辞典の記述であるが、ヌメルスクラウズスという言葉は最近、教育界のみならず一般社会の普通名詞といっても過言ではない程に、新聞や雑誌で目につくようになつた。それも1960年代の後半から70年代当初にかけては医学志望の学生に限られた問題であるとされていたが、1974年頃から、大学入学制限をする課程が増加するにしたがい、「医学」課程のみに関連する問題ではなく、教育制度全体をゆるがすものとして、つまり教育政策上の意味をもつ言葉として受けとられるようになった。とくに大学入学制限が大学側では受入れ能力や、規模、組織の再編成という視点で論じられたのに対し、高校（ギムナジウム）側では、アビテュアの成績評価をめぐる問題への論議がひき起されるようになった。かくて「ヌメルスクラウズスは突如として西ドイツ教育政策の鍵をにぎる重要な問題であることを示す」⁽²⁵⁾ ようになったのである。

ヌメルスクラウズスが、はじめて大学に導入されたのは歴史的には1812年にさかのぼるとされるが、当時の伝統的なエリート養成大学での特定の課程への入学制限と、現在の4人に1人が進学する時代のそれとは、社会的影響の大きさからみて質量ともに異質のものである。大学の性格がエリートからマスへと移行した西ドイツでは、エリート養成時代と同じ大学入学上の制度を継続するには財政的にも負担しがたいものとなるのである。何故なら、大学で学ぶ志望課程の自由選択を保証し、又、さまざまな理由で変っていく志望者の需要に対応するには、大学側が、常に定員を越えた収容力を持つ準備ができていなければならないからである。

それではアビテュアの性格そのものを撤廃すればいいではないかと我々は簡単に考えてしまいがちである。しかし、今までのところ、どの政府も党もギムナジウムの卒業資格と大学入学資格とを分離するという政策をかけたことがない。ただ一度、西独学長会議（WRK）が、1974年に両者の分離を提案したことがあるが、各州の文部大臣によって構成されているドイツ文部大臣会議（KMK）の反対にあって撤回したことがある。⁽²⁶⁾ この問題に関する連邦文部省（教育・科学省）の見解としては、1975年に「一般教育と大学入学資格との結合が分離されねばならない時というのは、全人教育（一般教育）という概念がもはや実現されえないとする意見が⁽²⁷⁾ 広範な一致をみたときである」と表明している。

このようにアビテュアの性格を変更するということは、誇りあるドイツギュンジウムの教育的伝統を一挙に否定することにつながり、ドイツの社会的大問題に発展するであろうことが予想される。かくて、1976年1月に制定された「大学大綱法」（Hochschulrahmengesetz）にギムナジウム卒業資格と大学入学資格との結合というアビテュアの従来通りの性格を変更せず

に継続することが明確にされている。つまり、大学入学の一般的前提として、「基本法第116条の意味でのあらゆるドイツ人は、必要な資格を満している限り、自ら選んだ大学の課程で学ぶ権利を有する」(HRG 第27条第1項)⁽²⁸⁾と明記されている。

それではアビテュアの基本的性格を保持したまま、60年代中葉から「医学」課程を中心とした大学入学の制限は、どのような方法で実施されたのであろうか。上述のヌメルスクラウズスの定義⑥の視点からその展開を次にみよう。

2. ヌメルスクラウズスの法規定とその影響

(1) 「州間協定」(1972) の成立

西ドイツの大学入学制限の問題の特徴は、従来その権限が、個々の大学側にあったものが、国家(Staat)の側に移行しつつあることである。つまり、国の側からいえば、基本法にいう民主的かつ社会的連邦国家の規定(第20条)にもとづいて大学入学の前提条件を有するすべての市民に門戸を開かねばならず、そのためにも各大学における入学条件の同一性が保証されるべく配慮しなければならない。このような国側による任務が、厳密に実行されればされる程、各大学にとっては独自の基準で大学入学者を選抜したり、入学制限を決定する可能性が少なくなるわけである。そのような意味あいから、大学入学制限に対する国家の規定権限が明確にうち出された連邦憲法裁判所の「ヌメルスクラウズス原則判決」(1972年7月18日)⁽²⁹⁾は、混迷していた大学入学制限の問題に重要な方向を与えることになった。

この判決は具体的には、ハンブルグ、ミュンヘンなどの州の大学法を連邦憲法裁判所が審査することによって、大学入学の個々人の権利と入学制限に対する国の権利を憲法に照らして明確にしたということであり、その判決の要旨は、大学入学制限が合憲となる条件として、①現存する収容力の十分な利用、②公正な基準に従った選抜と配分、③入学資格のある志望者には誰に対してもチャンスを与える。⁽²⁹⁾の三つの条件を呈示したことである。

この判決の3ヶ月後に、諸州間で制定された「学席配分に関する州間協定」(Staatsvertrag über die Vergabe von Studienplätzen, 1972年10月)は繁雑化した入学手続上の簡易化と同時に大学入学制限についての教育政策的連邦制度による統一的な解決をもそなえており、西ドイツ大学史では画期的な連邦に共通の解決策を成立させるよう導いたところに「ヌメルスクラウズス原則判決」の意義がみられよう。

そもそも連邦が、大学進学者の急激な上昇と収容力の関係に注目し、はじめて大学制度の量的問題に深い関心を示したのは、この原則判決より10年以上も前の1959年に出した連邦内務省による報告書「超満員の大学」(Überfüllung der Hochschulen)においてであるが、その中で、当従既に自然科学系の学部(ヘッセン大学、ゲッティンゲン大学)及び当時の工科大学8校のうち7校までが入学制限をしていることを明らかにした。これを受けて学術審議会が大学拡張への勧告(1960)を出し、特に、「医学」課程の収容力をはじめて詳細に検討したが、これが今日まで続く解決困難な大学入学問題の里程標となったといわれている。⁽³¹⁾

とくに「医学」課程の志望者数と大学側の受け入れ能力をあらわす「学席」(Studienplatz)の数とのギャップが大きくなるにつれて入学手続上の混乱も目立ってきた。つまり一人の志望者が複数の大学の志望学科に手続をとると大学側は各自それぞれの基準に従って選抜することになる。その結果ある志望者は幾つもの大学に入学を認められうるし、又、他の志望者はどの大学からも入学許可を認められないということが起ってきたのである。

このような状況を開拓するために、「州間協定」にもとづき、1973年、「学席配分中央センター」(Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen, 略称 ZVS)が設立され、国立(州立)大学の学席配分を一括して行うことにより、従来の入学手続上の多くの不明確と遅滞を排除し、手続の簡易化への社会的要請を諸州の一致によって実現したのである。これは、ZVS設立にさき立って、「医学」「歯学」課程の志望者が、複数の大学に志望申込を出している場合の調整をする目的で、1965年に ZRS (Zentrale Registrierstelle für die Zulassung zum Studium der Medizin und Zahnmedizin) が西独学長会議のイニシアチブによって設立されたものが発展解消したものである。ここに、大学入学手続に関する「大学」側の主導権が諸州へと移行したことが認められよう。従って、「州間協定」は、大学の自主性との関連でさまざまな議論を生んでいる。

とくに学席配分については収容力措定をもととするという要求を出している点で大学制度の硬直化を導き出すという懸念を持つ見解が出てきたり、又、社会的連邦国家における市民の参加権が確認されながらも、この基本権の制限が、収容力が十分に活用されていることの証明によってのみ正当とされるという規定により、大学の収容力の決定方法をめぐる新たな難問を生み出すこととなった。⁽³²⁾さらにこの「州間協定」は、本稿の後半に検討する入学の選抜基準についても大きな課題を残すことになった。つまり原則判決にある「公正な選抜と配分の基準」への要求と、「入学を志望するすべての者にチャンスを保証する」という二つの条件をどのように両立させうるかという問題である。つまり、公正な基準としてアビテュアの成績を考えた場合、その成績の低い者は競争の激しい課程には入学できないという状態がおこってくる。これは、成績の低い者には入学のチャンスが保障されなくなるわけで、連邦憲法裁判所が基本法3条(法の下の平等)、12条(職業選択の自由)、及び20条(社会的連邦国家)を根拠とした判決の趣旨からそれてしまうことになる。

従って「州間協定」は入学基準に関して、適性と成績による選抜と、志望者全員へのチャンスの保障とのバランスをとるというきわめて困難な課題に答えようとした試みであったが結局「州間協定」にもとづく「配分条例」(第6条)において、入学制限のある課程では入学できないと異常な困難にあう者(Härtefälle)と外国人のための特別な割当分を除いた残りの学席の60%をアビテュアの成績に従って入学を許可し、40%を待機期間によって許可すると規定した。⁽³³⁾

このようにアビテュアの成績(平均点)、と待機期間の長い者から順に入していくという、

主として二つの基準によって入学基準の公正と客観性をはからうとした「州間協定」が、大学やギムナジウムにどのような影響を与えたかを次にみよう。

(2) アビテュア成績の問題点

まずははじめに第三表をみていただきたい。

第三表 主要課程にみられる志望者数と学席数

	1976 / 77 冬学期			1977 夏学期		
	志望者数	学席数	一学席当たりの志望者数	志望者数	学席数	一学席当たりの志望者数
医学	29,134	5,042	6	24,829	3,389	7
薬学	4,985	945	5	3,925	839	4
心理学	8,034	1,904	4	4,478	500	9
歯学	6,278	770	9	5,725	541	10
生物学	3,937	1,654	2	1,874	274	6

(ZVS info, WS/1977/78, p. 90.)

この表は1976年から77年にかけての特に競争の激しい課程での志望者数と学席数（受入れ能力）、及びその倍率が示されている。特に、「医学」「歯学」課程の入学制限は、近来、大きな社会問題となってきたのみならず、ギムナジウムの教育にも大きな影響を与えてきた。その一つがアビテュアの成績をめぐる競争である。我が国では、「受験戦争」「受験地獄」といえば、大学入試に合格するための競争を意味しているが、西ドイツでは、ギムナジウムの卒業試験の成績をめぐる競争を意味している。しかしその実態は日独共通ともいいうべきで、西ドイツでも同級生がいい成績をとればそれだけ彼は自分のチャンスを減少させる者としてしか考えられないところから高校生を不安に落しいれ、一人一人が「孤立した競争者」にされてしまっているということがマスコミでもとりあげられるようになり、広く世論の関心が高まってきたのである。⁽³⁴⁾連邦の文部省がOECDに提出した報告書(1976)もこの問題についてふれているが、それによると、生徒たちは、卒業試験が近づくと教師を厳しい裁判官としてみるようになり、卑屈な態度が目立ち、教室の雰囲気から寛容さが減り、さらに成績が中以下の生徒たちの間では試験が近づくにつれて学習意欲の低下がみられるという。⁽³⁵⁾

ギムナジウムにこのような悪影響を与えている原因は明らかに、前節で述べた「州間協定」によるもので、とくに第三表にあげた「医学」「歯学」「心理学」「薬学」「生物学」などの競争の激しい課程に、成績の中以下の者は、入学できる可能性が年々減少してきているからである。

これらの入学困難な課程に入るアビテュアの平均成績は、第四表に示すように、数年来上昇を続けている。

アビテュアの最高点数は、1.0でそのあと0.1きざみで下っていく方式をとっているが、第四表で明らかなように、「医学」課程を例にとれば、1974/75年の冬学期(Wintersemester)

第四表 入学可能なアビテュア平均点の上昇

学期, 年	医 学	歯 学	生物 学	薬 学	心理 学	食品 化学	合 計
WS 73/74	1.9	2.1	2.7	1.7	2.3	3.1	13.8
WS 74/75	1.7	1.8	2.4	2.0	2.1	2.4	12.4
WS 75/76	1.6	1.6	2.3	1.9	2.0	1.9	11.3

(Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft,
Hochschulzulassung in der Bundesrepublik Deutschland, p. 40.)

には平均成績1.7の者までが入学できたのに対し、一年後にはその境界値が0.1点上昇し、1.6の者以上の入学が可能となっている。

このような「点数インフレ」傾向が出てくると同時に、1.6以上の平均成績をとる者は、全ての者が医者になることができ、1.7をとると誰も医者になれないという現象が、社会にクローズアップされてくるにつれ、「州間協定」による入学制限のある課程での選抜方式への批判がみられるようになった。つまり平均成績に0.1点の差があるだけで志望の課程に入れず、将来の志望コースを断念しなければならないということは「公正な」選抜基準として妥当であろうかという批判であり、更に、医者という職業上の適性を、アビテュアの平均成績の高さだけで決めることができるであろうかという疑問である。

この疑問をアビテュア平均点の頻度（第五表）から考えると、その問題点がより鮮やかになる。第五表が示すように、1976年現在で確実に医者になるためには、西ドイツ全アビテュアエンテンのおよそ上位4%（平均成績1.0～1.5）に入っているなければならない。（ただしこの表からは1.6の平均点をとる者の実数が把握できない。）一方、1974年の夏学期には平均点1.7以上の者が全志望者の2%であり、同じく、2.5以上の者が20%（2年後には、第五表にみられるように、これが31.1%に上昇）であったことと比較すると、2年間でアビテュアの「点数インフレ」がすさまじい勢いで押しよせていることが明瞭となるであろう。

第五表 アビテュア平均点の頻度（1976）

平均点	Abitur 成績の数	
	実数(人)	累積値(%)
1.0	414	0.3
1.1—1.5	4,606	3.7
1.6—2.0	12,175	12.7
2.1—2.5	24,977	31.1
2.6—3.0	36,135	57.6
3.1—3.5	41,567	88.1
3.6—4.0	16,084	99.5
4.1—4.5	648	100.0
総数	135,952	

(Deutsche Universitätszeitung,
第10号(1977年5月), p. 311.)

このような「点数インフレ」傾向の原因が、ギムナジウムの教師がきびしい大学入学制限という状況の中でどうしても点数を甘くしていくという心理的圧力にさらされていることに由来しているとしても、個々の教師にその責任を求めるることはできないであろう。

むしろこの点数インフレ現象は、アビテュアの成績判定に対する全州統一的な基準の欠如から由来する当然の結果といえるのである。

勿論、諸州の文部大臣会議(KMK)は、アビテュアの成績判定を比較可能でしかも客観性のあるものにするため努力を続けてきてはいる

のであって、「州間協定」では、各州の比較可能性が保証されない間のいわば暫定的措置として、いわゆる「ボーヌス・マールス規定」⁽³⁷⁾（第11条8項）を設けたのであるが、この規定によって不利をこうむるバイエルン州では、1975年8月1日の州憲法裁判所の判決で、その規定の適用を禁じるという大問題がおこってしまった。「州間協定」は一州でもこの協定からぬけると機能しなくなるため、バイエルン州の判決は、「州間協定」を根底からゆるがせると同時に、「大学大綱法」が、ようやく連邦議会で可決、発効される決定的前提となったのである。

「大学大綱法」は「ボーヌス・マールス規定」に代って学席数をあらかじめ一定の規定に従って各州に配分する「州別割当て制」⁽³⁸⁾（Landesquoten）を規定しているが、今のところ、この方法も諸州間の成績を調整する上での満足のいく解決とはなっていない。何故なら、各州に学席数があらかじめ割当てられることによって、確かに州間の学席数の全般的な調整は改善されうるが、成績判定基準はなお州によってのみならず、学校ごとに異なるため、州内の学校の成績評価の差異をめぐる調整が解決されていないのである。

さらに、各州間の学席数を調整する「州別割当て制」も、相対的な改善ははかれたにしろ、なお問題を生んでいるのである。この規定によると、当該州の18—21才の人口が、同年齢の人口総数に占める割合によって、その州の学席数の3分の2が決まるため、当該州内での同年齢層に対するアビテュリエンテンの割合が少ない程、彼らの大学入学のチャンスは多くなることになり、逆の場合は、その州のアビテュリエンテンにとっては不利になるわけである。ヘッセン州はこの点で不利になる代表的な州であって、この州では過去15年間で、全国唯一のアビテュリエンテン増加率を示したため、⁽⁴⁰⁾「州別割当て制」に強硬に反対している。

事実、1977/78（冬学期）にはじめて「州別割当て制」が適用された結果、「医学」課程に入学できるアビテュア平均点がベルリンでは2.0であったのに対し、ヘッセンは1.4という数値が出ている。⁽⁴¹⁾これを入学倍率でみると、ベルリンが9.9倍の競争率、ヘッセンでは、11.9倍となっている。⁽⁴²⁾このように「州別割当て制」も州により入学可能な平均点が異なるという問題を抱えており、アビテュア点数の水準及び評価方法に関する全国統一的な比較可能性を改善する抜本の方策を協定することが、なお諸州の課題として残っている。勿論、文部大臣会議も、既に1972年7月に「ギムナジウム上級段階の再編成協定」を出したのをはじめ、1973年12月の、「アビテュア試験についての協定」さらに、1975年2月には、全州統一的な試験内容を規定するなど、さまざまな努力を重ねてきているが、これらの協定では、適切で客観的な試験の方法という問題が解決していない。

このような状況が、志望課程の専門に関連した学問的適性を確認する全国統一テストの実施という見解を強め、「大学大綱法」の特別選抜措置の規定を成立させた重要な契機としてみなされえよう。

(3) 「待機期間」の破綻

「州間協定」によってアビテュアの成績の順位に従った入学許可と並んで「待機期間」の長

さによるとする基準が規定されたことについては、既述したとおりであるが、この基準が、競争の激しい課程においてどのような影響を及ぼしたかを次にみていきたい。

第六表は、入学制限のある課程での待機期間による入学可能な年数の上昇を示しているが、なかでも「医学」課程への待機の年数はこのままいくと、1976年のアビテュリエンテンの場合、16年間かかるという計算になり、もはや、「州間協定」によるこの規定が現実には機能しないことが明瞭になってきた。

第六表 「待機期間」による入学可能な年数の上昇 (年)

学期、年度	医 学	歯 学	生 物 学	薬 学	心 理 学	食 品 化 学
WS 73/74	4	4	1	5	4	1
WS 74/75	4	5	2	5	4	2
WS 75/76	5	5	2	6	4	3

(Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft,
Hochschulzulassung in der Bundesrepublik Deutschland, p. 40.)

一方、「待機期間」の規定は、大学にもさまざまなマイナスを及ぼしたが、なかでも、待機期間中、本来の志望とは違う別の課程に在籍して待つ学生 (Parkstudenten) の数が増大し、1975/76年度冬学期にはおよそ5万名に達したことが大きな問題となった。このような多くの待機学生の存在は、国立(州立)大学の経費を無駄に出費することであり、又、大学での勉学の雰囲気を低下させるばかりでなく、一層入学制限のある課程を増加させていった。というのは、「医学」課程を志望する学生が、例えば「生物学」や「心理学」課程に在籍して待機すると、本来「生物学」や「心理学」を志望している学生が入学制限の壁につき当って待機期間を背おいこむという事態が起ってきたのである。

「待機期間」は大学にこのような弊害を与えると共に、「すべての志望者への入学のチャンスの保障」を実現するという目的も実際には機能していないことがわかつてきた。つまり、長期間の待機に耐えることができる者は、特に動機づけられているか、あるいは、経済的な余裕のある者が多いという調査報告が出たのである。⁽⁴³⁾それによると、女子の志望者は待てないということ、及び、労働者の子弟は、待機期間が長びくにつれ志望者に占める割合が減っていくということである。従って待機者の構造にひずみが生れ、結局、医師の子弟が待機競争にも有利な立場に置かれることになるのである。

従って、後述する「大学大綱法」によって、大学に在籍する期間は待機期間として算定されないと規定されたことは、上にみてきたようなネガティブな社会的影響を改めるべく行われたのである。また、同「大綱法」中の「特別選抜措置」によるテスト式の選抜方式を具体的に、又、早急に検討することが「待機期間」に代って、志望者全員にチャンスを保障するべく緊急に必要となってきたのである。

III 「大学大綱法」による選抜方法の改革

1. 第32条、及び第33条の意義

「州間協定」を修正し、大学、諸州が保持していた大学制度への従来の権限を連邦に移した「大学大綱法」（1976年1月30日）の法的根拠となるのは、1969年の基本法の改正によって大学制度の一般的原則を連邦が定めることができるとした、いわゆる「大綱権限」（基本法第75条第1項）である。この基本法の改正によって、大学の権限をコントロールする中央の規制が一般的原則に関しては法的に保障されたのであるが、この「一般的原則」の解釈については国と諸州の間には立場の相違がある。つまりこれは一方では大学制度の統一性を確保するという現実的要請に答えねばならぬと同時に他方、諸州の文化的主権（*Kulturhoheit*）の尊重をも妨げてはならないというドイツ大学史の伝統にもとづいた限界もわきまえねばならない。

この両者のバランスを見出すという困難な課題への解答をみつけようとした「大学大綱法」は当然ながら法案成立までに5年余の年月を要しており、その間、各政党、連邦と諸州、あるいは大学間での激しい議論の末に、1976年1月30日に成立したのである。この「大綱法」は発効後3年以内にその内容を適用した州法的規則、つまり新しい州間協定の成立を義務づけており、又「大綱法」の一部は既述したように、1977/78の冬学期から「州別割当て制」などをはじめとして、「州間協定」を直接に修正して施行されている。

1972年に締決された「州間協定」を修正して新しい規定となった「大学大綱法」が、大学入学制限のある課程に関して、どのような選抜と配分の方法を規定しているかを、第32条、第33条の内容に即して要約すれば、以下の通りである。⁽⁴⁴⁾

- ① 学席数が志望者数より多い課程では、本人の志望する大学を重視して配分する。（第31条第2項）
- ② 志望者数が学席数を越す場合には、一般的選抜措置（第32条）と特別選抜措置（第33条）がとられる。特別選抜措置が適用されるのは、アビテュアの平均点に対して不当に高い水準が求められる場合か、待機期間が大部分の志望者にとって不当に長い年数になる場合である。
- ③ これら二つの選抜措置を行う場合、学席の30%までは次の5つのグループに留保される。つまり、入学できないと異常な困難、特に社会的困難を生じる者（*Hartefälle*）、公的需要のある分野の職業につくことを義務づけられている者、外国人、専門単科大学の修了者、大学の他の課程を修了し、追加学習（*ein weiteres Studium*）を望む者などである。
- ④ 一般的選抜措置においては上記の30%を除いた残りの学席は、主として志望者のアビテュアの成績の良い者から順に配分される。当該学席のその他の部分は、「州間協定」に規定があるように待機期間によって配分される。これに関して、「州間協定」を修正した重

要な点は、大学に在籍する期間は待機期間として算定されないということ（第32条第3項）であり、この規定は、1977/78年の冬学期より実施される。（第72条第2項）

⑤ 特別選抜措置においては、待機期間による入学許可はもはや存在しなくなる。これに代る最大の改正は、大学で学習する勉学に関連した適性と能力を査定する確認措置（Feststellungsverfahren）の導入である。この確認措置としてテストを実施するが、その目的は、アビテュアの成績として証明されていない能力と知識であって、しかも、大学での学習を修める上で重要であるものを査定し、その結果とアビテュアの成績結果とが結合して選抜決定の基準とされる。このテストの受験は、原則として一回だけ反復できる。

⑥ 特別選抜措置の規定の適用のため移行規定が必要となる場合にのみ、確認措置の規定（第33条第2項、第3項）とは異なる選抜規定を設けることができる。（第72条第2項）

「大学大綱法」は、大学入学の選抜方法に関して大略、上記のような改正箇所を持つが、特別選抜措置の導入が、1972年の「州間協定」での選抜方法の原則に対する修正としてどのような意味を持つであろうか。

まず第一に、選抜方法として「州間協定」で貫かれてきた「能力原則」（Leistungs-oder Eignungs Prinzip）と志望課程に入学できるまで待機する「順番原則」（Anciennitätsprinzip）⁽⁴⁵⁾の二原則のうち「能力原則」への意義があらためて確認されたことである。ただし、「能力」の概念が従来はアビテュアの成績を意味していたが、今回の確認措置によってアビテュアの評価対象以外の、つまり従来の学業終了の際に証明されていない知識をも「能力」の範囲に加味されたことに特徴がみられる。この「能力原則」の意味範囲の拡大によって、アビテュアの成績が低いために、志望学科に進めない生徒にも入学できる可能性を開こうとしているわけである。

次に、志望者へのチャンスの保障を、「州間協定」は、「順番原則」によって具体化してきたが、それが、待機学生の増大という弊害をもたらしたため、「順番原則」によるチャンスの保障という考え方を一般的な選抜措置では認めながら、特別選抜措置ではこの原則をとらず、それに代って「能力原則」の意味を拡大することによってチャンスの保障をしようとしているといえよう。

このように「能力原則」は、一段とその意義を増したが、選抜方法としてさらに「大学大綱法」の移行規定の中で新しく示唆されているのが「偶然原則」ともよぶべきものである。これは具体的には、成績が良くなるにつれて入学可能性も多くなる操作をした「クジ引き」（Losverfahren）が考えられている。「能力原則」「順番原則」「偶然原則」は、このように、「大学大綱法」の導入により、その意味がより明確にされたとはいいうものの、その実施をめぐりさまざま、世論が湧き上っている。とくに、確認措置による全国共通テストについては、移行規定にある「クジ引き」と並んで、多くの賛否両論を生んでいる。従って、次に、大綱法にもとづいた州法への適合という課題について検討したい。

2. 「大学大綱法」にもとづく「州間協定」への努力

(1) テスト反対論と連邦憲法裁判所の要求

確認措置としてテストを行い、その結果をアビテュアの平均点と結合させて、選抜決定の基準にすることが「大学大綱法」に規定されて以来、その是否をめぐって専門家、一般人を問わずさまざまに議論されている中で、主な問題点としてあげられているものは次のような批判である。⁽⁴⁶⁾

- ① 大学での個々の課程の勉学に必要な前提条件が明確でないため、テストによる適性の判定には不確定な部分がある。
- ② 大学での学問達成能力を予測し判定することは、現在利用しうる学問の条件下ではごく限られた程度でしか可能でない。この点について心理学者、ロタール・ミシェル⁽⁴⁷⁾ (Lothar Michel) は、大学での勉学達成能力を構成する要素を 100 とした場合、アビテュアの成績により 10、テストにより 5—10 の要素しか把握されないとしている。
- ③ テストは職業的適性を予測できない。これはテストが一番最初に導入される予定の「医学」を例にとると明瞭なことであるが、「最上の医者」とはどういう医者をいうのであるかという難しい問題にかかわってくる。一般に職業的適性を計る客観的基準がなく、年収、満足度、医者の場合の患者の意見なども不適当である。⁽⁴⁸⁾
- ④ ギムナジウムの教育に影響する。とくにテスト内容がある程度学習しうる性格のものである場合、学校側はその準備教育に追われてしまう。又、生徒は、選択科目を自分の適性によって選ばず、テストの知識に役立つ科目を選ぶようになる。
- ⑤ テストは世代間の教育をうける機会の不平等をもたらす。つまり、受験生数の増減によって同じテスト結果でありながら、1979年のアビテュリエントは入学できず、1982年の者は入学できるということが起りうる。
- ⑥ テストの準備と実施にかかる膨大な経費は、大学の収容力拡大の経費に充てるべきであると主張するのは西ドイツ最大の教員組合 (GEW) であるが、彼らはアビテュアの成績やテストには反対し、⁽⁴⁹⁾ 「クジ引き」を支持している。

これらさまざまな立場からのテスト批判は要するに入学基準としてのテストの有効性ないしは妥当性への不信がその背後に存在しているといえよう。しかし、「大学大綱法」発布後のこのような世論の混乱は、次にのべる連邦憲法裁判所の見解によって、一応の方向づけをみるとなる。

1977年2月8日、連邦憲法裁判所は「ヌメルスクラウズス原則判決」を出し「大学大綱法」にもとづいた大学入学の新規定に対して顧慮するべき原則を次のように示した。

まず、アビテュアの成績及びテストの結果は、公正で客観的であるという証明がなされない限り入学基準として独立して用いられてはならず、二つ以上の相互に補いあい、又、相互に異っている入学基準を充てることが必要であるとしている。このような連邦憲法裁判所の入学基

準を二項目以上 (Zwei-und Mehrgleisigkeit) にすることへの要求は、実際にはすべての志望者グループに入学のチャンスを保障するという考え方が基盤となっている。その際、テストの導入という新しい入学規定が憲法上の必要条件を満しているかどうかについての判定は、はっきりと保留され、「現在では肯定的にも否定的にも最終的には判定されえない」とされ、又それがどの程度合憲であるかということは、テストに対する疑惑が除去されることに成功するかどうかにかかっているという見解が示された。さらに、裁判所は、テストと同じ位適正である基準として、アビテュアの成績のよい者ほど入学チャンスが大きくなるよう操作された「クジ引き」(leistungsgesteuerten Losverfahren) の長所についても指摘した。

このように連邦憲法裁判所は、志望者の入学チャンスの拡大に役立つよう入学基準を複数にすることを主張し、それらの基準として、アビテュア平均点、志望課程の専門に関連したテスト、アビテュアの成績によって制御される「クジ引き」、実習、および面接などをあげている。

連邦憲法裁判所のこのような複数の入学基準を、入学困難なヌメルスクラウズスのある課程に適用することの要求をうけて、西独学長会議 (WRK) は、1977年4月、このような課程での入学方法の改善に関する次の二つの原則を顧慮するようにとの見解を発表した。

- ① 選抜は志望者の一般的学問能力に関する適性の程度を標準にするべきである。（アビテュアの成績）
- ② 志望者の専門に関連した勉学の適性は、それが必要で適當である限り、選抜の附加的基準として考慮さるべきである。（テスト）

この二つの原則は、「大学大綱法」の規定（第33条）と、1977年2月8日の連邦憲法裁判所の判決の両者の要求とも合致しているとし、さらに、アビテュアの成績と、確認措置結果（テスト）との比重は、前者が優勢に、あるいは少くとも同じ比重で顧慮されるべきであるとした。⁽⁵⁴⁾ このようにして、多項目の入学基準という連邦憲法裁判所の見解に対して西独学長会議は、そのうちの二項目が原則とされるべきであるとの見解を示したのである。これは、連邦憲法裁判所がテストに対する疑惑を示したことが影響して、「クジ引き」に加担する州（例えば SPD のノルドラインヴェストファーレンやブレーメンなど）なども出てきたことから、「大学」側の態度表明の必要を感じたためであろう。我々は次に、特別選抜措置の実施を具体化する上で、文部大臣会議が、連邦憲法裁判所の判決をどのように生かしているかを見てみよう。

（2）文部大臣会議の「中間報告」

テストの実施にそなえた準備作業は、既に1975年初め、連邦の文部省（教育・科学省）による委託研究にはじまっており、さらに同年7月には、この委託研究をもとに、各課程（医学、歯学、英語、英文学など）のテスト問題に関する委託研究が着手された。同年10月には、諸州もこの準備作業に加わり、以後、両者共同の指導グループ (Lenkungsgruppe) をつくり、委託したプロジェクトの調整をしている。

1977年3月に文部大臣会議の大学委員会が提出した第3回中間報告 (3. Zwischenbericht

der Arbeitsgruppe "Hochschulzugang") は、これらの委託研究を総合した包括的な実施案であって、学席配分に関するモデル案、テストの第一回実施の時期と適用される課程、テスト実施上の組織、試行テストの結果などを検討している。その内容のすべてについてふれる余裕はないので、ここでは学席配分のモデル案についてのみふれよう。

第七表 「特別選抜措置」にもとづく学席配分モデル

(ドイツ文部大臣会議、1977年3月)

(%)

入 学 基 準	33条、72条の組み合わせモデル		72条(移行規定)のモデル				33条にもとづくモデル	
			A タイプ		B タイプ			
	初年度	4年後	初年度	4年後	初年度	4年後	初年度	4年後
優先的配分グループ	25	25	25	25	25	25	25	25
長期待機者	22.5	—	22.5	—	22.5	—	22.5	—
アビテュアの成績の最優秀者	7.9	11.25	7.9	11.25	31.5	45	—	—
アビテュア/テストの組み合せ	23.6	33.75	—	—	—	—	44.6	63.75
アビテュア/クジ引き組み合せ	21	30	44.6	63.75	21	30	—	—
テスト結果の最優秀者	—	—	—	—	—	—	7.9	11.25

(bildung Konkret, Zeitung des Deutschen Lehrerverbandes, Nr. 5, Mai, 1977.)

第七表に示した特別選抜措置に該当する課程での学席配分モデルについて、「中間報告」は三つのモデルのうち、「33条と72条の組み合せモデル」が、連邦憲法裁判所の要求（多項目にわたる入学基準）に最も近いという立場をとっている。その理由は、このモデルがテストを本格的に実施する準備が整った時の、「33条にもとづくモデル」への橋渡しになりうるし、又、3つのモデルのうち入学基準項目が最も多いところから、専門家や一般社会で問題になっているテストの信頼度に対する疑念を解消するだろうと指摘している。⁽⁵⁶⁾ 又、このモデルには、テスト結果の最優秀者への学席割当てをしていないが、その理由として、「テストが実施されて、非常に優秀なテストの成績とアビテュアのトップグループの成績とが相関しないということが明らかになった場合に、はじめてその学席割当てを考慮するべきである」というきわめて慎重な見解によるものである。⁽⁵⁷⁾

(3) 「大学大綱法」にもとづく「州間協定」案の成立

文部大臣会議の「中間報告」を土台として、政党間、専門家、連邦と州などの意見調整の後文部大臣会議は、ついに1978年2月15日に、「学席配分に関する州間協定」案を可決し、あとは各州の議会による承認を待つのみとなった。

この案によると、特別選抜措置によるテストを本格的に実施するまでの移行措置としてその学席配分を第八表のように定めている。

第七表と第八表を比較してわかるように、新「州間協定」案は、テスト最優秀者グループにも入学を許可する道を開くことによって、さらに入学基準項目を増やし、それによって、アビ

第八表 新「州間協定」案による学席配分（1978年2月）

入 学 基 準	移 行 措 置 (%)	
	初 年 度	4 年 後
優先的配分グループ	25	25
長 期 待 機 者	20	—
アビテュア最優秀者	10	10
アビテュア / くじ引き組み合せ	15	35
アビテュア / テスト組み合せ	20	20
テ ス ト 最 優 秀 者	10	10

(Die Deutsche Universitäts-Zeitung, Nr. 5, März, 1978, p. 148.)

テュアの成績とは全く独立した基準を設定し、入学チャンスを志望者に拡げようとしている。

又、移行措置の性格から、テストを受けることは強制的ではなく受けたいと希望する者が受け、しかも、⁽⁵⁸⁾ テスト結果は、入学に有利になる場合にのみ考慮されることになった。（「州間協定」案第16条）

この移行措置は、1979/80年度冬学期から発効の予定で、適用される課程は、「医学」「歯学」「獣医学」等で、いずれ「心理学」「薬学」にも適用されることになっている。

西ドイツの大学入学に関する選抜方法の改革は、本稿でみてきたように実に多くの議論と専門家による研究を経た慎重な手続をふんでいる。特に、連邦憲法裁判所の判決が、教育政策決定の上に果す役割の大きいことも注目されるべきであろう。又、新規定の実施にあたっても慎重であることは、テストの信頼性、正確な予測性が客観的に証明されるまで移行規定にのっとり、できるだけ多種類の入学基準を組み合せるという方向の協定化が成立したところにあらわれている。

この点に関して、テスト実施問題についての勧告を提出した学者・専門家グループの次のことばが示唆的であろう。

「大学入学制限と統一的選抜は、上昇する教育参加と教育要求の変化に敏速に対応できない教育制度の危機的徵候である。（中略）この状態下である程度公正で志望者に対して擁護できるはずである入学制限課程への入学新規定は、政治的法的財政的学問的断崖を尾根歩きする様相を呈している。」⁽⁵⁹⁾

このような危機意識が背景になって、自己規制的ともいえる慎重な選抜規定の具体化が進められてきたといえよう。

註

(1) マーチントロウ（矢野郁夫喜多村和之訳）、「高学歴社会の大学」、東京大学出版会、1976、p. 3-4.

- (2) Bund-Länder-Kommission für Bildungsplanung: Bildungs Gesamtplan (Kurzfassung), 1974, p. 20.
- (3) Müller-Sorger, Hermann; Hochschulzulassung in der Bundesrepublik Deutschland, ein Bericht für die Organization for Economic Co-Operation and Development (OECD), Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft, Bonn, 1976, p. 13.
- (4) ibid.
- (5) 「大学大綱法」第32条第2頁第5号。
- (6) マーチントロウ, op. cit, p. 56.
- (7) Müller-Sorger, Hermann, op. cit., p. 11.
- (8) Müller-Sorger, Hermann, op. cit., p. 12.
- (9) Wissenschaftsrat, Empfehlungen zu Umfang und Struktur des Tertiären Bereichs, Köln, 1976, p. 86.
- (10) Wissenschaftsrat, op. cit., p. 88.
- (11) Wissenschaftsrat. op. cit., p. 65.
- (12) Der Spiegel, Nr. 10, 30 Jahrgang, 1. März 1976.
- (13) Der Spiegel, Nr. 11, 30 Jahrgang, 8. März 1976. Geborgenheit in der Backstube: Spiegel-Interview mit Baden-Württembergs Kultusminister Wilhelm Hahn über den Numerus clausus, p. 83-84.
- (14) ibid, p. 83.
- (15) ibid, p. 83.
- (16) デュアルシステムとは、従来、ベルーフスシューレ（職業学校）に通う学生が、職業にもつきつつ、週の一定時間を学校に通い、職業では実習を、学校では、理論を学ぶ制度をさすが、これを、ギムナジウム卒業生にも適用したいとするのが、バーデン・ヴュルテンベルク州の見解なのである。
- (17) Der Spiegel, Nr. 11, 30 Jahrgang, op. cit., p. 84.
- (18) Wissenschaftsrat, op. cit., p. 49. バーデン・ヴュルテムベルク州の 1975/76 年度に入学した職業アカデミーの生徒 464 名のうち、専攻別内訳は「経済」(289), 「工学」(138), 「社会」(Sozialwesen) (37) である。
- (19) ibid.
- (20) Der Spiegel, Nr. 11, 30 Jahrgang, op. cit., p. 83.
- (21) Wissenschaftsrat, op. cit., p. 8.
- (22) Der Spiegel, Nr. 11, 31 Jahrgang, 7. März 1977, Hochschulen: Brisante Mischung, p. 49.
- (23) Zweiter Bericht mit Materialien zu den Vergabeverfahren, ZVS, Münster, 1977, p. 32.
- (24) Wulf, Christoph, Wörterbuch der Erziehung, Piper, München, 1974, p. 112.
- (25) Flitner, Andreass (hrsg.), Der Numerus clausus and Seine Folgen, Ernst Klett, Stuttgart, 1976, p. 7.
- (26) Müller Sorger, Hermana, op. cit., p. 16.
- (27) ibid.
- (28) Der Bundesminister für Bildung uad Wissenschaft, Hochschulrahmengesetz, Bonn, 1977, p. 29.
- (29) Zweiter Bericht mit Materialien zu den Vergabeverfahren, op. cit., p. 1.

- (30) Müller Sorger, Hermann, op. cit., pp. 17-21.
- (31) ibid., p. 42.
- (32) Der Spiegel, Nr. 25, 30 Jahrgang, 14 Juni 1976, Wird der Numerus clausus abgeschafft ? pp. 38-57. 1972年の州間協定にもとづき収容力規定 (Kapazität-Verordnung) が定められたが、この規定を適用する際に操作可能であること、又、収容力をギリギリ一杯に使いきるにあたっての責任所在が不明確であることなどの問題がおこった。
- (33) Zweiter Bericht mit Materialien zu den Vergabeverfahren, op. cit., p. 42.
- (34) 例えば、Der Spiegel, (Nr 25, 30 Jahrgang, 14 Juni 1976) は、議会選挙戦のテーマとして、ヌメルスクウウズス問題を10ページにわたり論じている。
- (35) Müller-Sorger, Hermann, op. cit., p. 71.
- (36) ibid., p. 70.
- (37) 「Bonus-Malus 規定」とは各州のアビテュアの平均点を出しこれが連邦全体の平均点より低い場合は、当該州のアビテュリエンテンの成績は、その差だけ割り増しされ、逆に連邦の平均点より高い場合は、その分だけ下げられるのである。
- (38) 「州別割当て制」(第32条第3項)によると、各州の学席割当て数は、その3分の1は、関係の学習課程への志望者の総数中に占める当該州の志望者の数の割合(志望者割合)を基準として算定し、その3分の2は18才～21才人口総数中に占める当該州の該当年齢人口の割合(人口割合)を基準として算定する。尚、ベルリン、ブレーメン、ハンブルクの各州はこの方法によって算定した割当て数にその10分の3相当数を加える。
- (39) Frankfurter Allgemeine Zeitung, Das Verwirrspiel der neuen Grenznoten, 10 September, 1977.
- (40) Frankfurter Rundschau, 10 September, 1977, Die Landesquote ist zum Nachteil. ヘッセン州では、「州別割当て制」に反対して、連邦憲法裁判所に違憲訴訟を起したが却下された。
- (41) ZVS press, ZVS, 9 September, 1977, p. 4.
- (42) ibid., p. 3. 各州に、1977/78冬学期に割り当てられた「医学」の学席数と志望者数(カッコ内)は以下の通りである。バーデン・ヴュルテンベルク 425 (4,293), バイエルン 481 (4217), ベルリン 93 (924), ブレーメン 45 (402), ハンブルク 99 (976), ヘッセン 272 (3,237), ニーダーザクセン 320 (2,731), ノルドライン・ヴェストファーレン 809 (8,237), ラインラント・ファルツ 183 (1,729), ザールラント 58 (557), シュレースヴィッヒ・ホルシュタイン 106 (872)。(ただし、これらの学席は、アビテュア平均点によって割り当てられた分のみ。)
- (43) この調査は、Bochnik, Donike, Pittrichなどにより、1974年行われた。
(Müller-Sorger, Hermann, op. cit., p. 77.)
- (44) Hochschulrahmengesetz, op. cit., pp. 33-36.
- (45) Müller-Sorger, Hermann, op. cit., p. 68.
- (46) Der Spiegel, Nr. 7, 31 Jahrgang, 7 Februar 1977, Numerus clausus: Test nach dem Abitur, pp. 38-55. Nr. 23, 31 Jahrgang, 30 Mai 1977, Zu Test und Los weder ja noch nein (Spiegel-Gespräch mit Kultusministerin Hanna; Renate Laurien (CDU) über die Künttige Auswahl in den Numerus-clausus-Fächern, pp. 104-107.)
- (47) マンハイム大学の心理学教授 Lothar Michel は、連邦政育科学者の委託をうけて、「医学」課程のテスト開発に従事し、2,000名のギムナジウム最終学年の生徒を対象にして試行テストの結果を、1977年8月に発表した。それによると、テストグループとしては以下の七種類である。
① 視覚的認知、② 空間的観念、③ 記憶力、④ 作業能度、⑤ 知的能力、⑥ 自然科学系の理解力、⑦ 感覚運動(「歯学」課程のみ対象)。ミシェールは、この報告において、テストを特別選

抜措置として用いるのは、早すぎるとし、移行規定として、学席の25%から30%をアビテュアの成績とテスト結果を組み合わせて用いる可能性を示唆した。(Lothar Michel, Kurzfassung des Forschungsberichts "Hochschuleingangstest für das Studienfeld Medizin", Mannheim, August 1977, p. 9-12.)

- (48) この意見を支持する研究者に Gustav Lienert がいる。Lienert によれば、テストは職業的適性をはかれず、テストが測定しうる認識的、抽象的思考様式をもつ医者は、研究者としてはいいか開業医としては欲求不満に落ち入ることになるとする。(Lienert, Gustav, Testaufbau und Testanalyse, Beltz, 1969).
- (49) GEW, Erklärung anlässlich der Presskonferenz der GEW, 11 August, 1977, p. 2.
- (50) 3. Zwischenbericht der Arbeitsgruppe, "Hochschulzugang," KMK, März, 1977, p. 16.
- (51) Der Spiegel, Nr. 8, 31 Jahrgang, 14 Februar 1977, Los statt Test ? p. 83-85.
- (52) 3. Zwischenbericht der Arbeitsgruppe, "Hochschulzugang," op. cit., p. 16.
- (53) Westdeutsche Rektorenkonferenz, Zur Neugestaltung des Zulassungsverfahren in den sog. Harten Numerus Clausus Fächern (§ § 33. und 72 HRG), Stellungnahme des Prasidiums der WRK nach Beratung im 16 Senat von 29. April 1977, p. 2.
- (54) ibid, p. 3.
- (55) Der Spiegel, Nr. 23, 31 Jahrgang, 30 Mai, 1977, Numerus clausus SPD-Kultusminister gegen Test nach dem Abitur, p. 99.
- (56) 3. Zwischenbericht der Arbeitsgruppe, "Hochschulzugang," op. cit., p. 39.
- (57) ibid, p. 4.
- (58) Die Deutsche Universitäts- Zeitung, Nr. 5, März, 1978, KMK verabschiedet Entwurf eines Staatsvertrages über die Vergabe von Studienplätzen, p. 147-148.
- (59) Kreis wissenschaftlicher Berater, Empfehlungen zur Frage der Verwendung Psychologischer Tests im Rahmen einer Neuregelung des Hochschulzugangs, Saarbrücken, Mai, 1977, p. 5-6.

参考文献

- (1) 3. Zwischenbericht der Arbeitsgruppe "Hochschulzugang", Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland, März, 1977.
- (2) Empfehlungen zu Umfang und Struktur des Tertiären Bereichs, Wissenschaftsrat, Bonn, Juli, 1976.
- (3) Hochschulzulassung in der Bundesrepublik Deutschland, Ein Bericht für die Organisation for Economic Co-Operation and Development (OECD), Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft, Bonn, September, 1976.
- (4) Empfehlungen zur Frage der Verwendung psychologischer Tests im Rahmen einer Neuregelung des Hochschulzugangs, vorgelegt vom "Kreis wissenschaftlicher Berater", Saarbrücken, Mai, 1977.
- (5) Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 2/3. 6. 1977 zur Neuordnung der Hochschulzulassung in der Bundesrepublik Deutschland.
- (6) Grund- and Struktur Daten, BMBW, Bonn, September, 1976.

- (7) *Bildungspolitische Zwischenbilanz*, BMBW, Bonn, 1976.
- (8) *Bericht der Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen 1973-1974*, ZVS, Coesfeld, 1974.
- (9) *Zweiter Bericht der Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen 1974-1976*, ZVS, Münster, 1977.
- (10) *ZVS Info*, Sommer Semester 1977, Winter Semester 1977/1978, Dortmund, 1977.
- (11) *Bericht der Bundesregierung über Nachfrage und Angebot bei Studienplätzen, Antwort der Bundesregierung auf die Grosse Anfrage der Fraktion der CDU/CST betr. Massnahmen gegen den Numerus clausus*, BMBW, Bonn, 1973.
- (12) *Datendokumentation zur Aktualisierung des Berichts des Bundesregierung über Nachfrage und Angebot bei Studienplätzen vom 4. 12. 1973*, BMBW, Mai, 1976.
- (13) *Zur Neugestaltung des Zulassungsverfahrens in den Sog. Harten Numerus Clausus Fächern (Artikel 33 und 72 HRG)*, Stellungnahme des Präsidiums der Westdeutschen Rektorenkonferenz, 29. April, 1977.
- (14) *Deutsche Universitätszeitung*, Nr. 10 (Mai)/1977, Nr. 5 (März), 1978.
- (15) *Bildung Konkret*, Zeitung des Deutschen Lehrerverbandes, Bonn, Nr. 5 (Mai), 1977.
- (16) *Der Spiegel*, Nr. 10 (1. März), Nr. 15 (5. April), Nr. 25 (14 Juni), Nr. 36 (30 Aug.), Nr. 39 (20 Sept.)/1976.
Nr. 7 (7 Feb.), Nr. 8 (14 Feb), Nr. 11 (7 März), Nr. 23 (30 Mai), Nr. 31 (8 Aug.) /1977.
- (17) *Gewerkschaft Erziehung und Wissenschaft, zur Neuordnung des Hochschulzugangs*, GEW, 1977.
- (18) *Bund-Länder-Kommission für Bildungsplanung, Bildungs Gesamtplan (Kurzfassung)* Ernst Klett, Stuttgart, 1974.
- (19) *ZVS Press*, ZVS, 9 September, 1977.
- (20) *Lißmann, Urban, Gewichtung von Abiturnoten und Studienerfolg*, Beltz Verlag, Weinheim, Basel, 1977.
- (21) Lienert, A., Gustav, *Test aufbau und Testanalyse*, Beltz, 1969.
- (22) Flitner, Andreas (hrsg). *Der Numerus clausus und Seine Folgen*, Ernst Klett, Stuttgart, 1976.